

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	文化生活部生活衛生課
内線番号	4757

No.	項目	内容
①	処分名	消毒営業の許可
②	法令名	消毒営業取締条例
③	法令番号	昭和25年京都府条例第3号
④	根拠条項	第3条
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	第3条 消毒営業をしようとする者は、知事の認可を受けなければならない。
⑦	審査基準	消毒営業取締条例第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条 消毒営業取締条例施行規則第1条
⑧	経由機関名	保健所(営業所が京都市外に所在する場合)
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 20日～30日
	経由機関	20日
	協議機関	
	当該処分機関	20日(営業所が京都市外に所在する場合は10日)
⑫	問合せ	生活衛生課生活営業係(075-414-4757)
⑬	備考	